

○沼田市中小企業・小規模企業振興基本条例

令和4年3月22日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が地域経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関する基本理念を定め、市の責務、中小企業者等の役割を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策（以下「振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、振興施策を総合的に推進し、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体その他これらに類する中小企業者及び小規模企業者を構成員とする団体をいう。
- (4) 中小企業者等 中小企業者、小規模企業者及び中小企業団体をいう。
- (5) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 経済団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定に基づき設立された商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づき設立された商工会その他市内における中小企業者等に対する支援を行う団体をいう。
- (7) 金融機関 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫、信用組合その他の金融機関及び群馬県信用保証協会をいう。
- (8) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成する機関であって市内に所在するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業者等の創意工夫及び自主的な努力による経営の改善及び生産力の向上を促進すること。
- (2) 地域経済の発展、雇用の創出及び市民生活の向上に資すること。
- (3) 市、中小企業者等、大企業者、経済団体、金融機関、教育機関等及び市民が連携し、及び協力して、効果的な施策に取り組むこと。
- (4) 人材、技術、自然、歴史、伝統、文化、特産物その他の地域資源を積極的に活用すること。
- (5) 経営資源の確保が困難であることが多い中小企業者等の受注機会の拡大に努めることにより、地域経済の循環及び活性化に資すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、振興施策を計画し、及び総合的に推進するものとする。

- 2 市は、振興施策の推進に当たっては、必要な情報の収集及び提供を行うものとする。
- 3 市は、国、群馬県、中小企業者等、大企業者、経済団体、金融機関、教育機関等及び市民との連携を積極的に行うよう努めるものとする。
- 4 市は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上において果たす役割の重要性について、市民への理解を深めるよう努めるものとする。
- 5 市が行う工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注機会の確保に努めるものとする。

(中小企業者等の役割及び努力)

第5条 中小企業者等は、事業活動を行うに当たり、経済的社会的環境の変化に即応して、その事業の持続可能な成長及び発展を図るため、主体的かつ積極的に経営基盤の強化及び経営の革新に努めるものとする。

- 2 中小企業者等は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。
- 3 中小企業者等は、中小企業者、小規模企業者、国、群馬県、市、経済団体、金融機関及び教育機関等との連携を図るよう努めるものとする。
- 4 中小企業者等は、地域における雇用の創出、人材育成、円滑な事業承継及び意欲的に働き続けることができる労働環境の整備を推進するよう努めるものとする。
- 5 中小企業者等は、地域経済の循環を促進するため、市内において生産され、製造され、及び加工される製品並びに提供されるサービスの利用に努めるものとする。
- 6 中小企業者等は、地域経済の振興を図るため、経済団体へ加入するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第6条 大企業者は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する振興施策に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、地域経済の振興を図るため、市内において生産され、製造され、及び加工される製品並びに提供されるサービスの利用に努めるものとする。

(経済団体の役割)

第7条 経済団体は、中小企業者等の経営基盤の強化及び経営の革新に対して、主体的かつ積極的に支援するよう努めるものとする。

2 経済団体は、市が実施する振興施策に協力するよう努めるものとする。

3 経済団体は、中小企業者及び小規模企業者の組織化並びに中小企業者等の育成に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、中小企業者等の円滑な資金調達、経営基盤の強化、経営の革新、事業承継及び創業を積極的に支援するよう努めるものとする。

2 金融機関は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、市が実施する振興施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第9条 教育機関等は、中小企業者等の事業活動による地域経済への貢献について児童及び生徒等の理解が進むよう努めるとともに、教育活動を通じて、勤労観及び職業観の形成に努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第11条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、振興施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業者等の経営基盤の強化及び経営の革新を促進すること。
- (2) 中小企業者等の新たな事業の展開及び販路開拓を図ること。
- (3) 中小企業者等の人材の育成、確保、定着及び雇用の創出を推進すること。
- (4) 中小企業者等の資金調達及び事業継承の円滑化を図ること。
- (5) 創業の促進を図ること。
- (6) 地域経済の循環の促進を図ること。
- (7) 安心して働くことができる労働環境の整備を図ること。

(8) 中小企業者等と連携を図りながら、児童及び生徒等の勤労観及び職業観の形成に努めること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(実施状況の公表)

第12条 市は、振興施策の実施状況について、公表するものとする。

(振興会議の設置)

第13条 振興施策を総合的に推進するため、沼田市中小企業・小規模企業振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

(委員)

第14条 振興会議は、15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 中小企業者等を代表する者

(2) 中小企業・小規模企業の振興に関する機関又は団体を代表する者

(3) 学識経験を有する者

(4) 市職員

(5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第15条 振興会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、振興会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第16条 振興会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 振興会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 振興会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年条

例第12号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(沼田市企業誘致推進条例の一部改正)

3 沼田市企業誘致推進条例(平成27年条例第33号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(沼田市中心企業振興条例の廃止)

4 沼田市中心企業振興条例(昭和55年条例第21号。以下「旧条例」という。)は、
廃止する。

5 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき行われている融資又は助成については、
当該融資又は助成の期間が終了するまでは、なお従前の例による。